

お知らせ広告調査に関する利用規約

(定義)

第1条 「お知らせ広告」とは、定款や契約の取り決め等によりホームページに広告を掲載することを言います。
また、「お知らせ広告調査」とはその掲載状況を「電子公告」の場合に準じて調査・証明することを言います。

(電子公告との違い)

第2条 「お知らせ広告調査」では、法務大臣への報告は行われません。

(調査料金)

第3条 調査料金は「お知らせ広告調査ご利用料金表」に掲載するところによります。

(電子公告調査に関する利用規約の準用)

第4条 本規約に定めのない事項については「電子公告調査に関する利用規約」の規定を準用するものとします。
尚、準用にあたり「公告」は「広告」、「電子公告」は「お知らせ広告」と読み替えるものとします。

附則 本規約は2007年10月29日から実施するものとします。

附則 本改正規約は2009年2月18日から実施するものとします。

附則 本改正規約は2013年9月24日から実施するものとします。

以上